

刑 事 資 料

取 扱 注 意

所 屬 備 付 用

実 務

刑事訴訟法〔上〕

警 視 庁 刑 事 部

## 発刊のことば

警察は、第一次捜査責任を有する捜査機関であって、その捜査の成否が国民生活の利害と直接にかかわりを持つものであり、国民の信頼なくしては自らの責務を果たし得ない。そして、警察が国民から全幅の信頼を受けて不動の地歩を確保し続けるためには、個々の捜査官が犯罪者と闘う積極的な姿勢を堅持するとともに、警察捜査を適法かつ妥当な方法により実行して、実体的真実発見のため犯人の確保、証拠の収集・保全等を全うしなければならない。

もっとも、日々惹起する犯罪が千差万別かつ流動的であるので、事に当たり刑事訴訟法の運用について疑義が生ずることも少なくなく、捜査活動の道は、決して平坦ではない。そして、もし、その運用を誤ったならば、事案の解明に懸けたそれまでの努力と熱意が水泡に帰すおそれがあるばかりか、国民の信頼を失い、あたかも「九仞の功を一簣に虧く」ような事態を招きかねない。

本書ではこのような考えに立脚し、現実の捜査の過程で生じた刑事手続上のさまざまな疑問について、実務家の立場から学説や判例等の見解を入念に調べて検討を加えた上、適法・妥当な結論を導き出して集成したものである。したがって、本書は、正に実務に即した専門書であり、適正捜査を推進する上で必ずや重要な役割を果たすものと考えられる。

本書が、第一線の捜査に携わる刑事警察官にとって必要な一助となり、ひいては全警察官が真に都民の信頼と期待に応え得るためのよすがともなれば、これに勝る幸いはない。

平成12年3月

警視庁刑事部長

栗本英雄

## は し が き

刑事訴訟法が施行されて50年が経過した。その間、犯罪は、社会情勢等を反映して、複雑化・多様化・巧妙化・国際化あるいはハイテク化等の一途をたどり、それに伴い、当課に対して実際の捜査現場から刑事手続に関するさまざまな質疑が寄せられたところである。

「刑事訴訟法」は、その生の質疑をまとめて昭和52年に実務17として初めて発刊され、その後の平成元年に改訂を行い「刑事訴訟法」(実務27)として発刊した。しかし、その時から既に十有余年が過ぎ、更に改訂を望む声が数多く寄せられていた。

そこで、このたび、前記「刑事訴訟法」(実務27)の内容のうち、第一部「訴訟関係者」及び第二部「捜査」の第三章「逮捕」までの記述を取捨選択した上で加筆するとともに、平成元年1月から平成11年6月までに寄せられた多数の質疑に対する回答を新たに加え、「刑事訴訟法〔上〕」(実務34)として発刊することとした。

本書が、日夜心血を注いで展開される捜査活動の担い手である第一線警察官にとって有益な刑事訴訟法手引書となり、大いに活用されることを願ってやまない。

平成12年3月

警視庁刑事部刑事総務課長

芹 川 文 雄

# 目 次

## 第1章 検 察 官

- [事例] 1 検察庁法第5条の「他の法令の特別の定」とは何を指すか ..... 1
- 2 検察官が認知した当庁管内事件の参考人の捜査を行う場合、当該検察官及び警察官の固有の管轄区域外に捜査権を及ぼすことの可否 ..... 1

## 第2章 被告人及び弁護士

### 第1 弁護人の選任

- [事例] 1 配偶者の実父の弁護士選任権 ..... 4
- 2 父親を通じて弁護士選任を申し出た場合の措置 ..... 5
- 3 深夜の弁護士選任申出に対する措置 ..... 7
- 4 任意捜査事件における弁護士選任権の告知の要否 ..... 8
- 5 任意取調べ中の被疑者が取調官に対し弁護士への連絡を依頼してきた場合の措置 .....10
- 6 被疑者が弁護士選任のため弁護士会の会員名簿の閲覧を申し出た場合の措置 .....12
- 7 留置中の被疑者から、署名の代わりに留置番号を自署した弁護士選任届が提出された場合の

措置	14
8 逮捕した被疑者が複数の弁護士を指定して弁護人の選任を申し出た場合、その全員に通知することの要否	16
9 逮捕留置中の被疑者が外国人弁護士を弁護人として選任することの可否	18
10 勾留中に別罪で再逮捕された被疑者が既に選任している弁護士を当該別罪の弁護人に選任した場合、当該弁護士に通知することの要否	21
11 弁護人選任の効力は、判決の言渡し後にも及ぶか	23
12 被疑者のために弁護人を選任した法定代理人が被疑者の意思に反してその弁護人を解任できるか	24
13 逮捕された暴力団員が、組で弁護士を選任してくれると思うから組事務所へ連絡してほしいと申し出た場合における措置	25
14 被疑者段階におけるいわゆる特別弁護人の選任権の有無とその通知義務	27
<b>第2 弁護人との接見交通</b>	
〔事例〕 1 弁護人選任権者からの依頼により、単に事件の概要を知る目的で、接見禁止中の勾留被疑者に接見を申し出てきた弁護士に対する措置	30
2 弁護人になることの態度を保留している弁護士から、弁護人になるかどうかを決めたいので電話で被疑者と話をさせてもらいたいとの申出	

を受けた場合の措置	31
3 いわゆる押し掛け弁護士が、逮捕留置中の被疑者との接見を申し入れてきた場合における措置	34
4 接見禁止中の勾留被疑者と弁護人との物の授受	37
5 接見等禁止中の勾留被疑者に対し、弁護人名義で速達郵便物が送達されてきた場合の措置要領	39
6 被疑者の取調べに対する弁護人立会権の有無	41
7 受刑者を警察署の留置場に移して被疑者として取り調べる場合の弁護人との接見	43
8 一人の弁護士が共犯被疑者全員の弁護人となろうとする者として個別に接見を申し出た場合、一部の被疑者との接見だけを許すこと可否	45
9 弁護人が被疑者の陳述内容を録音したテープを検査することの可否	47
10 弁護人との接見内容を取り調べること可否	48
11 弁護人の使者として来署した弁護士事務所事務員の接見交通権	50
12 同一人につき、被告事件の勾留と被疑事件の勾留が競合する場合、弁護人に対して接見等の指定をすること可否	52
13 弁護士法に基づく懲戒処分を受けた弁護士が、留置中の被疑者に接見を求めてきた場合、これを拒否すること可否	55

14 逮捕前の被疑者に係る弁護士選任届を警察が受理することの可否	58
15 接見指定を受けていた弁護士が指定時刻前に接見を求めてきた場合に、これを拒否することの可否	60
16 送致後において司法警察職員が勾留中の被疑者とその弁護士との接見に関し指定を行うことの可否	64
<b>第3 弁護士以外の者との接見交通</b>	
〔事例〕 1 勾留中の被疑者が弁護士等以外の者と接見交通をなし得る法的根拠（刑事訴訟法第207条1項の解釈）	68
2 嘱託留置中の被疑者を委託署で取り調べた後、同人がまだ委託署にいる間に弁護士から接見の申出があった場合の措置	70
3 接見禁止決定を受けている勾留中の被疑者を鑑定留置状により留置した後、再び収監した場合の接見禁止決定の効力	71
4 公訴提起後の被告人を接見禁止処分に付することの可否	73
5 短時間だけ勾留を停止した後、被疑者を再収監した場合、釈放前の接見禁止決定は効力を有するか	76
6 物の授受を禁止されている勾留中の被疑者が、逮捕留置中に差し入れられた書籍の閲読を申し出た場合の措置	79

7 接見禁止中の勾留被疑者の弁護士から、被疑者の家族に依頼された書籍の差入れ申出を受けた場合の措置	81
8 逮捕留置中の被疑者が発しようとする信書に対して発信を禁ずる措置をとることの可否	83
9 接見禁止処分に付された少年被疑者が検察官から家裁送致となった後、逆送されて警察留置場に再収監された場合の接見禁止決定の効力	86
10 逮捕留置中の被疑者と弁護士等以外の者との接見及び糧食の差入れを拒否することの可否	89
11 弁護士以外の者が、司法警察員のとった接見拒絶の措置に対して準抗告の申立てをすることができるか	90
12 駐日外国領事官から逮捕留置中の自国民被疑者との接見を求められた場合の留置主任官の措置	92
13 接見禁止の対象から除外されている者が勾留中の被疑者との接見及び差入れを求めた場合の措置	94

### 第3章 その他捜査機関

〔事例〕 1 収税官吏から依頼された場合、捜索差押許可状の執行ができるか	97
2 航空機内で迷惑行為を行っている者に対し、機長が当該乗客を拘束するために手錠等を用いることの可否	98

3 入国警備官から捜査書類の閲覧を求められた 場合の措置	99
4 郵政監察官は司法警察員として現行犯人を逮 捕することができるか	100
5 勾留中の放火被疑者との面会及び証拠物に対 する調査を消防署員から求められた場合の措置	102
6 保全処分を執行しようとしている民事裁判所 の執行官から援助要請を受けた場合における応 諾義務の有無及び措置	105

#### 第4章 捜査の端緒

##### 第1 被害届と被害者

〔事例〕 1 被害届の作成を要しない場合	108
2 被害届に記載する被害品の時価	109
3 記念硬貨が盗難被害にかかった場合の取扱い	110
4 未成年者を届出人として被害届を作成するこ との適否	111
5 店番中の店員が欺かれ、店の売上金をだまし 取られた場合の被害者	113
6 店主とホステスとの間に、無銭飲食（2項詐 欺）代金はホステスが支払う旨の契約がある場 合の被害者	115
7 寸借詐欺により交番備付けの公衆接遇弁償費 をだまし取られた場合の被害者	116
8 クレジットカードを不正に使用された場合の 被害者	118

9 いわゆる訴訟詐欺によって不動産所有権の登 記名義を移転された場合の被害者	119
10 銀行員の息子が父親の借入金を抹消するため、 他人の預金した金を父親が返済したかのように 虚偽のデータを電子計算機に入力した場合の被 害者	120
11 会社の重役を脅迫してその営業資金を自己が 指定する銀行口座に振り込ませようとした場合 の被害者	121
12 店員が刃物を突き付けられ、店の売上金を強 奪された場合の被害者	123
13 事後強盗罪における窃盗の被害者と、暴行・ 脅迫を受けた者が別人である場合の事後強盗の 被害者	124
14 友人から借り受けていた物が盗まれ、その3 か月後、古美術商の店頭でこれを発見したので 返還請求したところ、店主が他に売却してしまっ た場合の被害者	126
15 提示した逮捕状を被疑者に破られた場合の被 害者	128
16 指定車両移動保管機関が移動して保管中の駐 車違反車両を持ち去られた場合における被害者	129
17 離隔犯たる恐喝被害を受理した場合における 被害届の「被害の年月日時」と「被害の場所」 欄の記載方法	132
18 ぱちんこ玉被害額の算出方法	134

19 鉄道警察隊ですり被害の届出を受理した場合における被害届の移送先	136
20 外国人被害者が警察官により代書された被害届への押印を拒否した場合の措置要領	138
21 外国での盗難被害に係る被害届を受理することの可否	141
22 消費税が絡む場合の被害額特定方法	143
23 盗難にかかるナンバープレートの交付手数料を被害届の時価欄に記載することの適否	144
<b>第2 検 視</b>	
〔事例〕 1 死胎の取扱い	146
2 家人が検視を拒否した場合、令状なしに住居内に立ち入り、検視をすることの可否	146
3 病死と診断された死体を検視することの可否	148
4 検視（指紋採取）のため、腐敗した変死体の指先を切断あるいは真皮をはぐことの可否	149
5 変死体の身元確認のために死者の着衣内の信書を開封することの可否	151
6 屋根から誤って転落したことが原因で、入院中に死亡した場合における死体見分の要否	152
7 死亡原因発生地と死亡地を管轄する署が異なる場合における当該死体の取扱い	155
8 震災等の災害による死亡者（圧死・焼死等の事故死者）の取扱い	157
9 解剖に付した死体を保存資料としたい旨の申出を受けた場合の措置	160

10 変死体につき行政解剖が行われた後、更に司法解剖を行う必要が生じた場合における所要の手續	162
<b>第3 告 訴</b>	
1 告訴権者	
〔事例〕 1 刑事訴訟法第231条にいう「(被害者の)法定代理人」の範囲	165
2 告訴当時、親権を喪失していた母親の告訴権の有無	167
3 未成年の未婚の母親の実子が被害を受けた場合における当該未成年の母親の告訴権の有無	170
4 離婚した未成年者が婚姻前に受けた強姦被害について母親に告訴権はあるか	172
5 在日韓国人の少女が強姦された場合における親権者の告訴	174
6 年少者の両親が行方不明の場合における告訴の手續	176
7 未成年者誘拐罪における事実上の監護権を有する者の告訴権	177
8 強制執行妨害罪の告訴権者	179
9 社員親睦会の会費を会長等が横領した場合における告訴権者	180
10 海外出張中の者から賃借している車両を損壊された貸借人の告訴権の有無	182
11 地方公共団体の職員の職務執行が妨害された場合におけるその長の告訴権の有無	184

12 区立中学校の窓ガラスが損壊された場合の告訴権者	185
13 社長が会社に被害を与えた場合の告訴権者	186
14 株式会社代表取締役が親告罪の被害事実に関し告訴権不行使の意思表示をした後、後任の同社代表取締役が告訴することの可否	187
15 共同代表制の株式会社において、他の代表取締役の意思に反してなされた代表取締役の告訴の効力	190
16 共有物を損壊された場合の告訴権者	191
17 破産宣告を受けた会社の所有名義の車両が損壊された場合における破産管財人の告訴権	191
18 抵当建物を損壊した第三転得者に対する抵当権者の告訴権	194
19 委託修理中の自動車が損壊された場合における修理業者の告訴権の有無	196
20 所有権留保付き契約で割賦購入した乗用車を代金未済中に損壊された場合における購入者の告訴権の有無	197
21 偽造有印公文書行使罪において、同公文書の行使を受けた者の告訴権の有無	200
22 差押物の損壊と警察官の告訴権の有無	202
23 民事訴訟の被告が証人に対して偽証教唆行為をしたことによって不当な判決を受けたとして、原告が被告と証人を告訴してきた場合における告訴権の有無	203

## 2 告訴の期間

[事例] 1 共犯事件の犯人の一人を知ってから6か月を経過した後、他の共犯者についてした告訴の効力	204
2 強姦犯人が偽名を用いていたため、被害時から8か月以上経過した時点でなした告訴の有効性	206
3 警察からの連絡により1年前に受けた暴行が強姦未遂事件であることを知った被害者の告訴の効力	210
4 親告罪の犯罪継続中に被害者が既に犯人を知っていた場合における告訴期間の起算日	212
5 被害者の明示の意思に反する法定代理人の告訴の効力及び告訴期間	215
6 被害者と母親の告訴期間が消滅した親告罪について、新たに父親となった者が告訴することの可否	217

## 3 告訴不可分の原則

[事例] 1 詐欺事件について告訴を受理して捜査した結果、被害者の親族が共犯者であることが判明した場合、告訴の効力は当該親族に及ぶか	219
2 相対的親告罪における告訴の主観的不可分	221
3 強制わいせつ事件として告訴を受理して捜査した結果、強姦未遂事件と判明した場合、告訴状を取り直すことの要否	223
4 凶器を示して脅迫し強姦行為を行った被疑者	

について告訴がない場合、その脅迫行為だけを 暴力行為等処罰に関する法律第1条違反として 問擬できるか	225
5 いわゆる屋内強姦事件につき強姦罪の告訴が 得られない場合、住居侵入罪のみで問擬できる か	229
4 告訴の取消し	
〔事例〕 1 告訴の取消しと再告訴の可否	230
2 犯人の寛大な処分を望む嘆願書と告訴取消し の効果	232
3 電話による告訴取消しの効力	233
4 非親告罪の告訴を取り下げた後、当該取下げ を撤回した場合における告訴の効力	235
5 被害者が告訴後に死亡した場合、その相続人 は当該告訴を取り消すことができるか	237
6 法定代理人としての地位に基づいて告訴をし た者が、その後その地位を失った場合、その者 及び被害者本人は当該告訴を取り消すことがで きるか	239
7 共犯者の一人が公訴提起された後、他の共犯 者に対する告訴を取り消すことの可否	242
8 非親告罪に係る告訴の取下げと被疑者供述調 書の作成	245
9 親告罪の告訴を受理して捜査に着手した後、 その告訴が取り消された場合の措置	245
10 非親告罪につき、公訴の提起後に告訴を取り	

消すことができるか	247
5 告訴の効力	
〔事例〕 1 14歳の少女が行った告訴は有効か	249
2 誤って別人を告訴した強姦被害者の告訴の効 力	250
3 親告罪事件の被害者が告訴しない旨を申告し た場合、その後に行われた告訴の効力の有無	251
4 他人の住居に侵入した上、わいせつ行為を行っ た者につき、わいせつ行為についての告訴がな されなかったことから住居侵入罪で送致し、略 式命令が確定後、被害者が強制わいせつ罪で告 訴したいと申し出た場合の告訴受理の可否	253
5 死亡した強姦被害者（未成年者）の意思に反 してなされた母親の告訴の効力	256
6 被害者から告訴のあった強姦事件について、 更に法定代理人が告訴をしてきた場合の受理の 要否	258
7 復氏した者の告訴の効力	260
8 親告罪における告訴に条件を付すことが許さ れるか	261
9 被害者から告訴をするか否かの判断までもゆ だねられた代理人がなした告訴の有効性	262
10 告訴権者の委任状を持参しない者による告訴 の効力	265
11 手紙形式による告訴は有効か	266
12 親告罪につき、告訴がなされていない段階で	

強制捜査をすることの可否	268
13 告訴補充調書は司法巡査でも作成できるか	270
14 告訴のなされた非告訴事件は「送致」「送付」 いずれにすべきか	271
15 死亡者以外に犯人がないことが明らかな場 合において、捜査機関は、当該死亡者を被告訴 人とする告訴を受理すべき義務を負うか	272
<b>第4章 告 発</b>	
〔事例〕 1 公務員の犯罪告発義務違反に対する法的制裁 手段の有無	275
2 私人の告発義務	276
3 署名に代えて記名がなされた公務員作成の告 発書の効力	277
4 電話による告発は有効か	279
5 告発を訴訟条件としない犯罪について、告発 の取消し及び再告発は許されるか	280
6 公正証書原本不実記載・同行使罪の捜査に当 たり、管轄登記所である登記官から告訴・告発 のいずれを受理すべきか	283
<b>第5章 自 首</b>	
〔事例〕 1 犯人から犯罪の告白を受けた第三者が、独自 の判断でそれを捜査機関に申告した場合の自首 の成否	286
2 自首する意思で警察署の門前まで来たが、た めらっているうちに庁舎警戒中の警察官から質 問を受け、自己の犯行を申告した場合における	

自首の成否と手続	288
3 犯人が自首内容を記載した書面を持参してき た場合における自首調書作成の要否	289
4 自首事件における弁解録取書の作成の要否と その時期	291
5 交番に自首した者を緊急逮捕した場合の措置	293
6 自首につき自首調書を作成しなかった場合の 措置	294
7 自首犯人として自首を受理し、自首調書を作 成した後、犯人でないことが判明した場合の送 付の要否	296
8 余罪の自供と自首	297
9 電話による自首は有効か	298
10 119番通報して自己の犯罪事実を申告した者 が、自首の意思をもって犯罪現場に待機し、臨 場した捜査員に自ら進んで犯罪事実を告げ逮捕 に応じた場合の自首の成否	300
11 指名手配被疑者が手配署以外の署へ自発的に 出頭し、手配事実及び別件事実を申告した場合 における自首の成否と受理手続	303

## 第5章 任意捜査

### 第1 公務所又は公私の団体に対する照会

〔事例〕 1 郵便物について照会することの可否	305
2 家族だけで経営する有限会社に対し、刑事訴 訟法第197条2項に基づき照会することの可否	306

3	電話発信元に関するいわゆる逆探知の依頼	307
4	犯罪歴照会結果報告書は、前科回答書に代わる書類か	308

## 第2 捜査に必要な取調べ

[事例]	1	出頭の求めに応じたが取調べに応じない被疑者を逮捕できるか	310
	2	身柄不拘束の被疑者は、取調べ状況を録音する権利を有するか	311
	3	任意出頭した少年被疑者を取調べ中、弁護人が取調べに立ち会わせるよう要求してきた場合、その要求に応ずることの要否	313
	4	逮捕・勾留中の被疑者には、別件余罪事件の取調べにつき受忍義務があるか	314
	5	共同被告人の一方を参考人として取り調べることは差し支えないか	317
	6	逮捕留置中の被疑者が取調べを拒否して留置室から出ようとししない場合の措置	318
	7	供述自由権は取調べのたびに告知しなければならないか	321
	8	ポリグラフ検査に際し、被検査者たる被疑者に供述自由権を告知する必要性の有無	321
	9	供述自由権の告知を必要としない場合	323
	10	取調べ中の参考人が本犯の共犯者であることが判明した場合における供述自由権告知の要否	324
	11	供述自由権の告知時期	327
	12	供述調書作成後に被疑者がその供述内容の一	

		部分の削除を申し出た場合における措置	327
13		勾留中の被疑者の家族が住居を移転させた場合の住居欄の記載要領	329
14		二重逮捕された被疑者について弁解録取書及び被疑者供述調書を各別に作成することの要否	332
15		服役中の者を取り調べた場合に作成すべき供述調書の種別	333
16		黙秘被疑者と供述調書肩書欄の記載	335
17		参考人がその供述調書の読み聞かせの途中に急用のために帰宅して後日出頭して来た場合、再度初めから供述調書を作成する必要があるか	336
18		視覚障害者を取り調べて参考人供述調書を作成する場合における立会人の要否と供述調書末尾の記載要領	338
19		米軍人が供述調書に署名押印することを拒否した場合の措置	340
20		事件の唯一の目撃者が取調べを拒否している場合における証拠保全の措置	342
21		重要参考人に対して、指紋を採取することを秘してお茶を差し出し、その湯飲みから指紋を採取することの適否	345
22		勾留質問のための出頭を拒否している逮捕留置中の被疑者を強制力を用いて裁判官の面前に連れて行くことの可否	349
23		刑の言渡し効力が失われた犯罪歴を被疑者供述調書に前科として記載することの是非	351

## 第3 実況見分

- [事例] 1 公務所内を実況見分する場合における責任者の立会いの可否 .....355
- 2 現場保存の法的根拠 .....357
- 3 実況見分(検証)調書末尾に調書作成者以外の者が作成した現場写真記録を添付する場合の契印要領 .....358
- 4 実況見分時に認定されていた罪名が他の罪名に変更された場合、実況見分調書に記載すべき罪名 .....360
- 5 実況見分(検証)調書に遺留品発見の経過を記載した場合に、併せて遺留品発見報告書を作成することの可否 .....361

## 第4 任意提出・領置

- [事例] 1 領置の効果 .....363
- 2 領置した場合は押収品目録交付書を必ず交付すべきか .....364
- 3 被疑者から任意提出を受け、取調べ終了後直ちに還付する場合でも押収品目録交付書の交付を必要とするか .....364
- 4 被害現金が他の現金と混同した場合における押収品目録の「所有者の住居、氏名」欄の記載要領 .....365
- 5 領置手続によらないで物品を預かることの可否 .....367
- 6 盗品を入質した質札の取扱い .....368

- 7 常人逮捕の窃盗事件について盗品を領置する場合の差出人 .....369
- 8 被疑者の所有物をその内縁の妻から任意提出を受けることの可否 .....370
- 9 被疑者宅の捜索で別件の証拠品を発見した場合、被疑者と同居する立会人から任意提出を受けることの可否 .....372
- 10 被疑者の家族である未成年者から被疑者が占有する盗品の任意提出を受けることの可否 .....375
- 11 人の生体に撃ち込まれたけん銃弾の摘出と押収手続 .....377
- 12 意識不明の状態で病院に収容された者に覚せい剤使用の疑いがある場合、導尿バッグ内の尿を医師から任意提出を受けることの可否 .....379
- 13 警察署長あてに郵送されてきた被害金品の押収方法 .....382
- 14 遺失物法の適用を受けている物件が証拠品である場合の取扱手続 .....384
- 15 意識不明の被害者が所持していたと認められる物が事件現場の公道上に落ちているのを発見した場合の措置 .....386
- 16 任意提出を受けて領置した手紙を開封することの可否 .....388
- 17 被疑者が遺留したレンズ付きフィルム(通称、使い捨てカメラ)を領置した場合、その効果として当該フィルムを現像することの可否 .....389

18 逃走中のすり現行犯人が捨てた被害品を第三者が拾い、既に被害者に返還していた場合の証拠化手続	392
19 遺留物として領置した車両内から覚せい剤らしき粉末を発見した場合の措置	393
20 他人が占有しているバイクに取り付けられている盗難ナンバープレートを遺留品として領置することの可否	397
21 コインロッカー内に収納されていたけん銃をロッカーの管理者から任意提出を受けることの可否及び当該けん銃を鑑定に付す場合の許可状の要否	399
22 外国から外務省ルートを通じて送付されてきた証拠書類の証拠化要領	402
23 軽犯罪法（虚偽犯罪等の申告）違反の証拠である虚偽内容の被害届を証拠化する要領	404
24 聞き込み捜査に用いるため被疑者の写真を領置することの要否	406
25 被害者が診断書を提出した場合の措置要領	407
26 領置物が犯罪と全く関係のない物と判明した場合の措置要領	408
27 細工した千円札を利用して自動販売機内の釣銭を窃取しようとしたが、失敗して同機内の集金箱に遺留された千円札の措置	410
28 捜査員がたまたま別件の証拠物を発見し、これを被疑者の現在場所に持参して任意提出を受	

けることの可否	413
29 ホテルのフロントで管理している電話料金明細内訳データを同ホテル支配人から任意提出を受けることの可否	415

## 第5 鑑定嘱託等

〔事例〕 1 採血を拒否している被疑者から血液型鑑定のための強制採血する場合、それに必要な令状の種類	417
2 鑑定に付するため強制採尿手続により採取した尿について、被採取者が所有権放棄書、鑑定承諾書の提出を拒否した場合、新たに鑑定処分許可状を必要とするか	420
3 鑑定留置中の被疑者を任意に取り調べることの可否	422
4 身柄不拘束の被疑者について鑑定留置状の発付を請求することの可否と法的根拠	424
5 鑑定留置と司法警察職員による看守	426
6 鑑定人と鑑定証人との差異	428
7 強姦されようとした際に被害者が抵抗して犯人の腕にかみついた生じたと思料される歯牙こんを、犯人逮捕後に被害者の歯型と照合する場合における令状の種類	430
8 復顔のため腐乱死体から頸部を離断等する場合に必要な令状の種類	432
9 鑑定に付する前提として、警察が死体の一部を損壊することの可否及びその手続	434

10 被疑者の爪先 <sup>つめ</sup> を強制的に切る場合の手續	436
11 毛髪を強制的に採取する場合に必要な令状	438
12 被疑者の体内にえん下された物件（ビニール袋入り覚せい剤様の物）を押収する手續	441
13 押収した禁制品を令状の発付も被押収者本人の承諾等も得ずに鑑定処分に付すことの可否	443
14 差し押さえた覚せい剤様の物を鑑定囑託するに当たり、被差押人の承諾が得られない場合の措置手續	446
15 被疑者の陰毛を強制採取する手續	448
16 鑑定人の変更を必要とする事由が生じた場合、新たな鑑定処分許可状を必要とするか	450
17 いわゆる「簡易鑑定」の意味	452
18 鑑定によって尿から覚せい剤が検出されたにもかかわらず、被疑者が覚せい剤使用事実を否認している場合における犯行日時等の特定	453

## 第6章 逮捕

### 第1 通常逮捕

〔事例〕 1 満5歳の幼児の供述を基礎として通常逮捕状を請求することの可否	457
2 通称名及び身体的特徴により被疑者を特定して、逮捕状を請求することの可否	459
3 通常逮捕状請求時における「相当の理由」の有無	462
4 常習犯につき確定判決があった後、その一部	

## 目次

の犯行が新たに発覚した場合、再逮捕することの可否	464
5 常習賭博罪で逮捕・勾留された被告人が保釈中に更に常習として賭博を繰り返した場合、その事実で同人を逮捕することの可否	467
6 逮捕・勾留された後に不起訴処分を受けた被疑者を同一事実で再逮捕することの可否	469
7 業務上過失致死罪で判決が確定した後、その事実が殺人であることが判明した場合、同一事実で殺人罪として再逮捕することの可否	472
8 被害場所が不明な強姦事件で逮捕状を請求することの可否	476
9 任意捜査中の傷害被疑者が正当な理由なく出頭しない場合、そのことを理由に逮捕することの可否	478
10 別事件につき他署で勾留中の被疑者に対する逮捕状を請求する場合、現に身柄拘束中である事実等を逮捕状請求書に記載することの要否	481
11 逮捕状の再請求に際し、公訴時効の完成日を超える有効期間を指定することの可否	484
2 逮捕手續	
〔事例〕 1 逮捕状に記載された被疑者の氏名に一部誤記があった場合の逮捕状の効力	485
2 窃盗罪で通常逮捕した犯人が盗品等処分あつせん犯人であった場合の措置	487
3 病気で寝ている被疑者の逮捕	488

4 逃走しようとする被疑者に対して事前に逮捕状を示すことなく逮捕することの適否	489
5 逮捕状による逮捕に際し、これに対する妨害の予防ないし排除のため被疑者以外の者の身体 の自由を制限することが許されるか	492
6 引致前に逃走した通常逮捕被疑者の再逮捕の 手続	494
7 逮捕取調べ中に逃走した被疑者を約100メー トル追跡して取り押さえた場合、新たに逮捕手 続が必要か	496
8 逮捕状の緊急執行をする際に、被疑者が激し く抵抗を繰り返したため、逮捕状が出ているこ とのみを告知して逮捕することの適法性	498
9 逮捕状のコピーを被疑者に示す方法による通 常逮捕方式の可否	501
10 逮捕者が入院した場合、逮捕状の「逮捕者の 官公職氏名印」・「逮捕の年月日時及び場所」 欄記載の要否	503
11 いわゆる逮捕状の緊急執行により被疑者を逮 捕した後、逮捕状が紛失していることが判明し た場合の措置	506
12 被疑者を釈放直後、別罪で再逮捕する場合、 これらの手続を警察署の取調室内において行う ことの可否	507
13 指名通報被疑者を逮捕したが留置の必要がな いとき、逮捕状を示さないまま釈放できるか	510

## 第2 緊急逮捕

## 1 逮捕手続

〔事例〕 1 20分前に盗まれた物品を所持している者が黙 秘している場合の措置	511
2 窃盗事件の被害品がいまだ発見されていない 場合における緊急逮捕の可否	512
3 被害者が不在のために被害事実の確認ができ ない場合における緊急逮捕の可否	515
4 強盗の犯意を立証する資料が被疑者の自供の みである場合において、強盗傷人罪で緊急逮捕 することの可否	516
5 いまだ親族の告訴がない親族間の犯罪に関す る特例事件の被疑者を緊急逮捕することの可否	519
6 職務質問により約10分前の犯罪を確認した場 合における逮捕種別	521
7 いったん自宅に帰った被害者をパトロールカー に同乗させ捜索中に被疑者を発見した場合の逮 捕種別	523
8 あらかじめ被疑者が特定されている場合と緊 急逮捕の可否	527
9 訴え出た被害者が仕事の都合上現場から立ち 去った場合における緊急逮捕の可否	528
10 刑事訴訟法第210条1項の「その理由を告げ て」の意義	530
11 緊急逮捕した被疑者に対して発付された逮捕 状を示すことの要否	531

12 緊急逮捕した被疑者が引致途中で逃走した場合、当該逮捕に係る逮捕状を請求することの可否	533
13 詐欺被疑者を任意で取調べ中、逮捕の必要性が生じた場合の逮捕種別	536
14 被疑者が緊急逮捕事件のほかに非緊急逮捕事件（3年未満の懲役等）を犯していた場合、両罪について緊急逮捕することの可否	538
2 逮捕状の請求手続	
〔事例〕 1 傷害罪で緊急逮捕後、殺人未遂罪であることが判明した場合における逮捕状請求書に記載すべき被疑事実	540
2 緊急逮捕した被疑者を送致前に釈放した場合における令状請求の要否	541
3 緊急逮捕後、本署に連行途中逃走された被疑者を発見し、再び緊急逮捕した場合の措置	543
4 隣接署の緊急事件手配に係る被疑者を緊急逮捕した場合、令状請求はいずれの署において行うべきか	545
5 遠隔地の他県警察署管内で緊急逮捕した場合の緊急逮捕状の請求先	547
6 緊急逮捕に際しての留意事項（緊急逮捕状の請求に必要な疎明資料）	551

### 第3 現行犯逮捕

#### 1 現行犯逮捕

〔事例〕 1 酒酔い運転を現認した私人が当該運転者の監

視を通行人に依頼した上、警察官を現場に連れてきた場合の逮捕者と逮捕種別	552
2 被害者の告訴意思を確かめずに器物損壊の現行犯人を逮捕することの可否	555
3 犯行を現認していない窃盗事件の被害者から通報を受けて現着した警察官がその場にいる犯人を現行犯逮捕することの可否	557
4 自己が犯した交通違反の取締りを免れるために、身代わり犯人を警察署に同道出頭させた者の逮捕種別	561
5 任意同行して予試験を実施した結果、覚せい剤不法所持者であることが分かった場合の現行犯逮捕の可否	562
6 覚せい剤を隠置しているバッグを入質している者に対する現行犯逮捕の可否	564
7 建造物侵入罪の現行犯人が自宅に逃げ帰ったのを見届けた者からの訴出により、警察官が犯人宅に赴き犯行後から約20分経過した後に現行犯逮捕することの可否	568
8 暴行の被害者が、被害から10分後に一駅先の終着駅改札口で加害者を発見して現行犯逮捕することの可否	571
9 犯罪終了直後、逮捕に着手したが逮捕完了までに4時間を要した場合に現行犯逮捕することの可否	573
10 現行犯逮捕に際し暴力行為等処罰に関する法	

律第1条の3を適用することの可否	576
11 万引き行為を現認した警察官が確証を得るため店内で相手方の行動を監視し、その後の犯行を許容する形で現行犯逮捕することの適法性	577
12 1週間前から自宅に殺人犯人をかくまっている者を犯人蔵匿罪で現行犯逮捕することの可否	580
13 事前情報に基づき、15分前に犯罪の実行行為が終了したと推定される犯行現場に踏み込んだ場合における現行犯逮捕の可否	583
14 ビデオテープで確認した窃盗犯人を、犯行から約20分後に現行犯逮捕することの可否	585
15 窃盗犯人を現行犯逮捕した際、当該犯人を車両に乗車させ犯行現場付近まで連れて来ていた者をその幫助犯として現行犯逮捕することの適法性	588
16 現行犯逮捕した被疑者を警察署に引致後、新たな別罪の証拠物を発見した場合の措置	591
17 事件発生10分後に、犯行場所から2キロメートル離れた地点で、手配と同一の逃走車両及び犯人を発見した場合の逮捕種別	592
18 後払制ホテルで無銭宿泊中の者を詐欺の現行犯人として逮捕することの可否	595
19 自転車に乗った者を職務質問した結果、約5分前に当該自転車を盗んだ旨の自供を得、かつ、その場で被害確認ができた場合に現行犯逮捕す	

ることの可否	598
20 欺き行為により銀行の預金口座に現金を振り込ませ、その翌日、現金自動支払機から現金を引き下ろした者を現行犯逮捕することの可否	600
21 事前に行った脅迫行為に基づいて、後日、被害者から金員の交付を受けようとした者を現行犯逮捕することの可否	603
22 当庁の警察官が他県で強盗犯人を現行犯逮捕した場合に、警察官としての職権を行使することの適法性	605
23 私人が現行犯人を逮捕する際の実力行使の限界	608
24 行政犯を常人が逮捕することの適否	609
25 現行犯人逮捕手続書(乙)に逮捕者の署名押印をすることは法定の絶対的要件か	611
26 現行犯人を本署に引致する途中逃走され、数時間後に緊急逮捕した場合の手続書の記載要領	613
27 道路交通法に規定されている反則行為で反則金2万円以下のものは、刑事訴訟法第217条にいう「軽微事件」に当たるか	613
28 軽微犯罪の現行犯人が住居・氏名を自供したが、これを確認するための任意同行に応じない場合、現行犯逮捕することの可否	615
29 私人が誤って現行犯逮捕した軽微事件の犯人の引渡しを受けた場合の措置	617

30	交番で私人から軽微事件の現行犯人の引渡しを受けた巡査が、同所においてその犯人を釈放することの可否	619
31	不当な目的で被疑者を現行犯逮捕した者から、その身柄の引渡しを受けた場合の措置	621
2	準現行犯逮捕	
[事例] 1	いわゆる「付け馬」を付けられている無銭飲食の被疑者を、準現行犯人と解してよいか	624
2	ホテル室内に設置されているゲーム機内から専用コインを窃取し、チェックアウトしようとした者を準現行犯逮捕することの可否	625
3	犯行を目撃された窃盗犯人が、犯行から約1時間後、犯行現場から約3キロメートル離れた地点で、盗品を所持しているところをD配備従事中の警察官が発見した場合、準現行犯逮捕することの可否	628
4	D配備中に被害品と類似する物を所持している手配犯人と酷似する者を見つけて、任意同行した場合、その者を準現行犯逮捕することの適法性	632
5	車両のオイル漏れをたどり、ひき逃げ時から約1時間後にその犯人を発見した場合、現行犯逮捕することの可否	636
6	入れ墨等の身体的特徴が準現行犯の要件としての「犯罪の顕著な証跡」に該当するか	639
7	犯行現場に靴を遺留して逃走した犯人を、そ	

	の約1時間後に犯行現場付近で発見した場合における準現行犯逮捕の可否	641
8	ひったくり事件の被害者が犯人二人のうち一人に負わせたひっかけ傷を準現行犯の個別的要件としての「犯罪の顕著な証跡」と認めて二人の犯人を準現行犯逮捕することの可否	644
9	酒気帯び運転により物件交通事故を起こして自宅に逃げ隠れた被疑者を、当該犯行から約50分後に呼気検査等を実施してから酒気帯び運転及び物件事故不申告の罪の準現行犯人として逮捕することの可否	647
10	窃盗犯人が逃走途中にぞう物を隠置した直後、警察官に呼び止められて逃げ出そうとした場合における現行犯逮捕の可否	650
11	傷害事件の発生から15分後の緊急配備中に、現場から約150メートル離れた地点で、手配人相に酷似し、かつ、血こんの付着したシャツを着た犯人を現行犯逮捕する場合、その犯人は、固有の現行犯人か、準現行犯人か	653
12	私人による準現行犯逮捕の可否	658

## 第7章 逮捕後の手続

[事例] 1	引致を受けた司法警察員の手続	662
2	引致すべき警察署が指定されている場合、当該警察署以外の警察署に引致することの可否	663
3	司法巡査が司法警察員に対して行う「引致」	

の意義 .....	665
4 逮捕状に記載されている引致場所を変更する 必要がある場合の手續 .....	667
5 逮捕状に記載された引致警察署以外の警察署 へ留置するためには、何らかの制限を受けるか .....	669
6 指名手配被疑者を検挙した場合の引致先 .....	673
7 検察官が通常逮捕した被疑者を警察の留置場 に収容する根拠 .....	675
8 逮捕被疑者の治療のため引致が遅れた場合、 48時間以内に送致できても、逮捕手續書にはそ の旨を記載すべきか .....	676
9 現行犯逮捕された被疑者の弁解を録取中に同 人の携帯電話機に外部から入電があった場合、 この応答を禁ずることの適否 .....	678
10 緊急逮捕・現行犯逮捕した被疑者につき、逮 捕手續書作成前に弁解の機会を与えた場合でも、 「〇〇逮捕手續書記載の要旨…を告げた」と記 載した弁解録取書を作成すべきか .....	682
11 勾留請求後、勾留状執行までの身柄拘束の適 法性 .....	684
12 釈放通知書の種別 .....	685
13 逮捕状の緊急執行をした場合の令状提示 .....	687

請求対象外

実務(34) 刑事訴訟法〔上〕

平成12年3月30日 印刷発行

東京都千代田区霞が関2-1-1

編集兼  
発行者 警視庁刑事部刑事総務課

電話 (03) 3581-4321

(内線 [REDACTED])

印刷所 [REDACTED]



古紙配合率70%再生紙を使用しています